

**お知らせ**

**行政評価委員会を  
傍聴できます**

区では、行政評価制度の客観性を高めるため、区民の方も委員を務めている行政評価委員会を設置しています。

【日時】  
 ①第一回全体会(委員委嘱、制度説明など)  
 6月29日(木)  
 午後1時30分～3時30分  
 ②第一分科会(健康)  
 7月4日(火)  
 午前10時～正午  
 ③第二分科会(福祉)  
 7月5日(水)  
 午後2時～4時

**平成28年度葛飾区食品衛生監視指導計画実施結果概要を公表します**

食品衛生法に基づき、食の安全・安心を確保するために行った監視指導結果の概要です。

【会場】 区役所5階庁議室  
 【定員】 各日10人(先着順)  
 【その他】 詳しい内容や次回以降の開催日時・会場については、区ホームページをご覧ください。  
 【申込方法】 いずれも6月

27日(火)午前9時から電話で「申し込み・担当課」  
 政策企画課  
 ☎(5654)8143

**葛飾区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会を傍聴できます**

【日時】 7月6日(木)  
 午後2時～3時30分  
 直接会場へ(先着順)。

【会場】 かつしかエコライフプラザ(立石1-9-1)  
 【定員】 5人程度  
 【担当課】 環境課  
 ☎(5654)8227

健康プラザかつしか(青戸4-15-14)、保健センター(11面上欄参照)、区民事務所  
 区ホームページからもご覧になれます。

**ご利用ください  
区民借上保養施設**

区内在住の方の利用に限ります。詳しくは、区ホームページまたは施設利用案内をご覧ください。

【9月分ハガキ受付】  
 7月1日(土)～8日(土)に申込専用ハガキで(消印有効・1グループ1枚)。

【施設を利用できない日】  
 ▼彩り湯かしき花と華  
 9月3日(日)  
 ▼箱根パークス吉野  
 9月7日(木)  
 ▼館山シーサイドホテル  
 9月14日(木)  
 ▼旅館たにがわ  
 9月16日(土)  
 【8月分空室受付】  
 7月3日(月)は、午前9時

【閲覧期間】  
 6月23日(金)～7月21日(金)  
 (土・日曜日、祝日を除く)  
 【閲覧場所】 区政情報コーナー(区役所3階304番)

**人権の上相談所開設**

**手話ボランティア講座**

【日時】 7月24日(月)・26日(水)午前9時～午後3時(対象)都内在住・在勤・在学の手話初心者の方20人(申込方法)往復ハガキに「手話ボランティア」・住所・氏名・年齢・電話番号・参加可能日を書いて、7月7日(金)必着まで(多数抽選)。  
 【会場】 申し込み・問い合わせ ☎124-002西亀有2-58-1  
 東京都立葛飾ろう学校 ☎(3606)0121

【日時】 7月6日(木)・7日(金)午前10時15分～午後4時(受け付けは午後3時まで。予約可)【会場】西武池袋本店7階お客様相談コーナー(豊島区南池袋1-28-1)【相談内容】人権問題(近隣関係・プライバシー問題・DV・セクハラ・嫌がらせなど)、子ども人権問題(いじめ・体罰・不登校など)他(問い合わせ) 東京都法務局人権擁護部第三課 ☎(5213)1234

**金魚ねがた作り・ねがた離子(太鼓・鉦)体験講座**  
 【日時】 7月29日(土)午前9時～午後3時(対象)小学4～6年生のお子さんと保護者20組【費用】500円(1組)【申込方法】往復ハガキに「金魚ねがた講座①」、住所、参加者全員の氏名・年齢・性別、電話番号を書いて、7月10日(消印有効)まで(多数抽選)【会場】申し込み・問い合わせ ☎125-035南水元4-21-1 東京都立葛飾総合高等学校 ☎(3607)3878

から電話のみ。7月4日(火)から利用日の前日までは、午前8時30分から電話または窓口で(先着順)。

【申込専用ハガキ・施設利用案内配布場所】  
 区役所内旅行コーナー、区政情報コーナー(区役所3階304番)、地域振興課(区役所4階405番)、区民事務所、区民サービスコーナー、地区センター、学び交流館、図書館  
 【申し込み・問い合わせ】  
 ▼月・金曜日(祝日を除く)  
 区役所内旅行コーナー(区役所内郵便局上)  
 ☎(5670)3861  
 ▼土・日曜日、祝日(電話のみ。午前11時～午後5時)近畿日本ツーリスト個人旅行(株)渋谷宮坂営業所  
 ☎(5774)5066

空室状況は区ホームページをご覧ください。  
 【担当課】 地域振興課

**特別区民税・都民税(普通徴収分)第1期の納期限は6月30日(金)です**  
 金融機関、郵便局(ゆうちょ銀行)、税務課(区役所3階321番)、区民事務所、区民サービスコーナー、コンビニエンスストア、モバイルレジ、ATM、インターネットバンキング、クレジットカード(インターネット利用)、口座振替で納めることができます。口座振替を登録している方には、還付金が発生した場合、納税義務者本人の口座に限り、登録口座に振り

込みます(納税準備預金口座を除く)。  
 【担当課】 税務課  
 ☎(5654)8201

**保健医療実態調査にご協力ください**  
 区民の方の健康状態や日々の食生活・健康づくりに関するアンケートです。調査結果は保健医療計画の改定に伴う基礎資料として利用し、他の目的に利用することはありません。  
 【対象】 無作為に選ばれた20歳以上の方2400人  
 【調査期間】  
 7月上旬～中旬  
 【調査方法】 対象の方へ7月上旬にアンケート用紙を郵送します。ご記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。  
 【担当課】 地域保健課  
 ☎(3602)1231

**建設業を営む方へ  
建設工事施工統計調査にご協力ください**  
 調査結果は国の政策の基礎資料として利用し、他の目的に利用することはありません。  
 【対象】 建設業法による許可を受けた建設業者の中から、国土交通大臣が指定した事業所  
 【調査期間】  
 7月1日(土)～31日(月)  
 【調査方法】 対象の事業所へ6月下旬に調査票を郵送します。ご記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。  
 【担当課】 政策企画課  
 ☎(5654)8178

◆◆◆国民年金保険料免除の種類と受給資格◆◆◆

所得の基準	未納				
	78万円+扶養親族の数+1)×35万円+22万円	118万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など	158万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など	158万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など	
免除などの種類	納付猶予	全額免除	4分の1納付(4分の3免除)	半額納付(半額免除)	4分の3納付(4分の1免除)
老齢基礎年金の受給資格期間	老齢基礎年金の受給資格期間の計算対象になります。				対象になりません。
老齢基礎年金への算入割合	算入なし	2分の1	8分の5	4分の3	8分の7
障害年金や遺族年金を受けるとき	納付済みと同じ扱い				受けられない場合あり
追納(免除部分)可能期間	過去に免除された金額を、後から納めることができます。追納すると年金額は全額納めた場合と同じ計算になります。追納可能期間は免除承認期間から10年以内です。ただし3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じて一定額が上乘せされます。				納付期限から2年経過すると時効になり納付できません。

▶老齢基礎年金への算入割合は変更になる場合があります。  
 ▶老齢基礎年金を受給するには、20歳から60歳になるまでの原則25年(300月)以上の納付や免除期間などの受給資格期間が必要になります(受給資格期間は、平成29年8月に10年(120月)に改正されます)。  
 ▶4分の1納付・半額納付・4分の3納付は、期限内に納付がない場合、未納期間として取り扱われます。  
 ▶納付猶予制度は30歳未満の方が対象でしたが、平成28年7月～平成37年6月の10年間に限り、50歳未満に拡大されます。

**平成29年度国民年金保険料の免除・納付猶予申請を受け付けます**

経済的に保険料の納付が困難な場合に、保険料の納付が免除される制度や50歳未満の方を対象とした納付猶予制度があります。

【受付開始日】 7月3日(月)  
 【対象】 国民年金第1号被保険者(学生および任意加入被保険者の方を除く)で、次に該当する方  
 ▶免除 申請者本人・配偶者・世帯主それぞれの平成28年中の所得が一定基準以下の方(右表参照)  
 ▶納付猶予 申請者本人・配偶者それぞれの平成28年中の所得が一定基準以下の方(右表参照)で、申請者本人が50歳未満の方失業した方や災害に遭われた方などは特例で認められる場合がありますので、お問い合わせください。  
 【免除の種類と受給資格】 右表のとおり  
 【承認期間】 平成29年7月分～30年6月分  
 【申請について】  
 原則、毎年申請が必要です。なお、平成28年度に全額免除または納付猶予が承認されていた方で、継続審査の承認通知が届いた方は申請の必要はありません。ただし、平成29年度の審査の結果、却下となることがあります。

平成28年度に失業などの特例的事由で全額免除や納付猶予が承認されていた方や、4分の1納付・半額納付・4分の3納付が承認されていた方は、継続審査の対象ではないため、申請書の提出が必要です。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【申請・問い合わせ】  
 葛飾年金事務所(立石3-7-3) ☎3695-2181  
 【申請・担当課】  
 国保年金課(区役所3階315番) ☎5654-8214